

平成 28 年度 門真市美しいまちづくり推進協議会第 1 回総会 議事録

会議の名称	平成 28 年度門真市美しいまちづくり推進協議会 第 1 回総会		
開催日時	平成 28 年 5 月 13 日（金）午前 10 時～午前 11 時 30 分		
開催場所	門真市役所別館 3 階 第 3 会議室		
出席者	（協議会）		
	会長	門真エイフボランタリーネットワーク	
		上田	フサ
	副会長	門真市老人クラブ連合会	柳本 静子
	委員	門真市子ども会育成連合会	小田 あや子
	委員	門真市自治連合会	河村 弘喜
	委員	門真市青少年育成協議会	利根 照也
	委員	門真市 PTA 協議会	乾 明雄
	委員	門真ロータリークラブ	濱中 早苗
	委員	国際ソロプチミスト大阪―門真	川端 福枝
	委員	一般社団法人 守口門真青年会議所	田村 銀次郎
	委員	一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会	
		京阪河内支部	武部 重和(代理出席)
	委員	公益社団法人 全日本不動産協会 大阪東支部	
		寺西	保雄(代理出席)
	委員	西日本電信電話株式会社 大阪支店	
		池住	俊明(代理出席)
	委員	関西電力株式会社	
		守口ネットワーク技術センター	加藤 雅人(代理出席)
	委員	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	
		北大阪維持出張所	福島 克章
	委員	大阪府枚方土木事務所	寺前 真次
	委員	門真警察署	向井中 啓修
	《事務局》		
	市民生活部次長	小野	義幸
	市民生活部環境対策課長	山口	達也
	市民生活部環境対策課補佐	横山	裕司
	市民生活部環境対策課上席主査	前原	康孝
	市民生活部環境対策課上席主査	永井	里美

議題 (内容)	1 門真市美しいまちづくり推進協議会の役員の選任 2 門真市美しいまちづくり推進協議会組織紹介 3 議案第1号「平成27年度事業実績報告」について 4 議案第2号「平成28年度事業計画（案）」について 暫時休憩 ○休憩中に部会を開催 （1）違法屋外広告物対策部会 （2）環境美化表彰等被表彰者推薦部会 総会再開 5 美しいまちづくり表彰被表彰者の選定について 6 その他
担当部署 (事務局)	市民生活部環境対策課 電話 06-6902-7212

事務局（横山）	定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度門真市美しいまちづくり推進協議会第 1 回総会を開会いたします。 本日は皆様お忙しいなか出席賜り、まことにありがとうございます。 進行を務めさせていただきます事務局の環境対策課長 補佐 横山 でございます。よろしくお願いいたします。 本日の協議会会員定数 19 名中 16 名のご出席でございますので、本協議会設置要綱第 13 条の規定によりまして、会議開会の定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。 はじめに、本日ご出席いただいております皆様をご紹介します。 本協議会会長であります 門真市エイフボランティアネットワーク 会長の 上田 フサ（うえた ふさ）様でございます。 副会長であります 門真市老人クラブ連合会 会長の 柳本 静子（やなぎもと しずこ）様でございます。 ・門真市子ども会育成連合会 小田 あや子（おだ あやこ）様でございます。 ・門真市自治連合会 監事の 河村 弘喜（かわむら ひろき）様でございます。 ・門真市青少年育成協議会連合会 副会長の 利根 昭也（とね あきや）様でございます。 ・門真市 P T A 協議会 顧問の 乾 明雄（いぬい あきお）様でございます。 ・門真ロータリークラブ 社会奉仕委員長の
---------	--

事務局（横山）	濱中 早苗（はまなか さなえ）様でございます。 ・国際ソロプチミスト 大阪―門真 環境委員長の 川端 福枝（かわばた ふくえ）様でございます。 ・一般社団法人 守口門真青年会議所 理事長の 田村 銀次郎（たむら ぎんじろう）様でございます。 ・一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 京阪河 内支部 支部長の 濱田 護（はまだ まもる）様代理 で 武部 重和（たけべ しげかず）様でございます。 ・公益社団法人 全日本不動産協会 大阪東支部 支部長の 永松 秀昭（ながまつ ひであき）様代理で 寺西 保雄（てらにし やすお）様でございます。 ・西日本電信電話株式会社 大阪支店設備部環境デザ イン室 室長の 柴田 良弘（しばた よしひろ）様代 理で池住 俊明（いけずみ としあき）様でございます。 ・関西電力株式会社 守口ネットワーク技術センター 所長の木下 智夫（きのした ともお）様代理で加藤 雅 人（かとう まさと）様でございます。 ・国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 北 大阪維持出張所 出張所長の 福島 克章（ふくしま かつあき）様でございます。 ・大阪府枚方土木事務所 所長の 寺前 真次（てらまえ しんじ）様ございま す。 ・大阪府門真警察署 生活安全課長の 向井中 啓修（むかいなか ひろのぶ）様でございます。
---------	---

事務局（横山）	次に、私以外の事務局の出席者の紹介をさせていただきます。 市民生活部次長の小野でございます。 市民生活部環境対策課長の山口でございます。 同じく上席主査の前原でございます。 同じく上席主査の永井でございます。 なお、 門真市民生委員児童委員協議会 副会長の 鎌田 正義（かまだ まさよし）様 守口門真商工会議所 参事の 山田 芳宏（やまだ よしひろ）様 門真市 川本 雅弘（かわもと まさひろ）副市長 につきましては、事前に本日のご欠席の連絡をいただいております。 なお、川本副市長につきましては、本日付けで退任となりますので、明日以降につきましては北村副市長が委員を務めますことをご報告させていただきます。 次に配布資料の確認についてであります、「平成 28 年度美しいまちづくり推進協議会第 1 回総会配布資料一覧」のとおり出席者一覧表、配席図、総会次第、総会資料、別紙 1 から別紙 3 でございます。皆様不備はございませんでしょうか。不足等ございましたら、議事進行中でもかまいませんのでお申し出ください。 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。門真市美しいまちづくり推進協議会役員の選任についてご説明いたします。現役員の任期が平成 28 年 5 月 23 日までとなっていることから新役員を選任するものであり、門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 4 条第 1 項の規定により、会長 1 名、副会長 2 名を置くこととなっています。 まず、門真市美しいまちづくり推進協議会の会長の選任についてであります。 門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 5 条により会長は会員の互選で決めることとなっております。任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間でございます。
---------	--

事務局（横山）	それでは、ご意見がございましたら提案をお願いします。
川端委員	現在、門真エイフボランタリーネットワークの上田さんが会長をされていますが、引き続き会長を続けていただきたいと思います。
事務局（横山）	ただ今、門真エイフボランタリーネットワークの上田様を再び会長にというご意見がございましたが、いかがでしょうか。 〔各役員異議なしの声〕
事務局（横山）	ご異議はないようですので、会長は門真エイフボランタリーネットワークの上田 フサ（うえた ふさ）様に決しました。それでは、会長に選任されました上田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。上田会長よろしくをお願いします。
上田会長	ただいま、会長に再任されました上田でございます。本協議会では皆様のご協力により、まちの美化に関する啓発活動や駅前などの清掃活動、不法屋外広告物対策部会による、まちの安全や良好な景観を図るための違法屋外広告物撤去活動を実施しています。 今年度も、引き続き各種事業を実施し、門真市美しいまちづくり条例の周知を図り、生活環境の美化に取り組み、住みたい住み続けたいまちづくりに参画してまいりたいと存じますので、経験豊富な皆様のお力をお借りしまして、本協議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き何とぞご協力のほどお願い申し上げます。
事務局（横山）	会長ありがとうございました。それでは、引き続き2年間よろしく願いいたします。これより議事進行にあたりましては、要綱第12条の規定により、上田会長に議

	長をお願いしたいと存じます。上田会長よろしく願いいたします。
上田会長	それでは私より議事を進めさせていただきます。 まず、美しいまちづくり推進協議会の副会長2名の選任にうつります。選任について事務局から説明をお願いいたします。
事務局（横山）	美しいまちづくり推進協議会の副会長の選任についてであります。門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第5条により副会長は会員の互選で決めることとなっております。 任期は平成28年5月24日から平成30年5月23日までの2年間でございます。以上です。
上田会長	ただ今事務局から説明がありました。 ご意見がありましたら提案をお願いします。
川端委員	門真市子ども会育成連合会の小田さんを推薦します。
上田会長	ただ今、門真市子ども会育成連合会の小田様を副会長に推薦するご意見がございましたが、いかがでしょうか。 〔各役員異議なしの声〕
上田会長	特にご異議はないようですので、門真市子ども会育成連合会の小田あや子様を副会長に決しました。 引き続き副会長の選任を行います。他にどなたか推薦がございましたでしょうか。
川端委員	門真市老人クラブ連合会の柳本さんに引き続き勤めていただきたいと思いますので推薦します。
上田会長	ただ今、門真市老人クラブ連合会の柳本さんに引き続き勤めていただきたいとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

上田会長	〔各役員異議なしの声〕 特にご異議はないようですので、引き続き門真市老人クラブ連合会の柳本 静子様を副会長に決しました。これにて、門真市美しいまちづくり推進協議会役員の選任が終わりました。この後の進行について事務局より説明をお願いします。
事務局（永井）	まずはじめに、本協議会の組織をご説明いたします。 それでは、お手元の資料 1 ページをご覧ください。 本協議会につきましては、市民、事業者及び行政が環境美化への意識高揚とまちの美化を図るため、美しいまちづくりに関する事業計画の策定、啓発活動、清掃活動、その他必要な活動を行うこととなっており、不法屋外広告物対策部会、環境美化表彰等被表彰者推薦部会の 2 つの部会がございます。 まず、不法屋外広告物対策部会は、違法屋外広告物のない美しいまちづくりを推進するため、関係機関と協力し、違法屋外広告物掲出防止の啓発活動、撤去活動、その他必要な活動を行うこととなっております。 次に環境美化表彰等被表彰者推進部会は、環境美化に功績のあった団体や個人に対して環境美化表彰の被表彰者及び美しいまちづくり表彰の被表彰者を部会長が本協議会長に対し推薦することとなっております。 下の団体名簿につきましては、平成 28 年 5 月 13 日現在の名簿となっております。 つづきまして、お手元の資料 2 ページをご覧ください。 平成 28 年 5 月 13 日現在の各部会の団体名を記載しております。 以上でございます。よろしく願いいたします。 説明は終わりました。 ご質問等はございませんか。 〔特に質問なし〕
上田会長	

上田会長	無いようですので次にうつります。 それでは続きまして、議案第 1 号「平成 27 年度事業報告」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局（永井）	お手元の資料の 3 ページ平成 27 年度事業実績報告をご覧ください。 1. 門真市美しいまちづくり推進協議会でございますが、平成 27 年度は第 1 回総会を 5 月 28 日（木）、第 2 回総会を 8 月 21 日（金）に開催いたしました。 次に、「キラッと！かどま 2015」市内統一清掃についてご説明します。別紙 1 をご覧ください。 本事業は門真市美しいまちづくり条例について一層の周知を図るとともに、吸い殻や空き缶のポイ捨て、不法投棄、違法屋外広告物のない美しいまちづくりを推進するため、市内での啓発活動や清掃活動を実施し、市民、事業者等に対して、まち美化意識の向上を図ることを目的としております。 1 ページをご覧ください。平成 27 年度の「キラッと！かどま 2015」におきましては、門真市域全域での清掃活動として、平成 27 年 9 月 5 日（土）から平成 27 年 9 月 12 日（土）までの 1 週間を清掃ウィークとし、各団体にご協力をいただきました。 また、1 ページから 3 ページにかけて活動の写真を載せています。集まったごみの量ですが 45ℓのごみ袋で 1,721 袋でした。4 ページと 5 ページに期間中にご協力いただいた団体と参加者人数を載せておりますが、この期間の参加人数は 7,587 名の方に参加していただきました。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。 6 ページをご覧ください。「キラッと！かどま」の初日であります平成 27 年 9 月 5 日（土）に実施しました市内統一清掃・啓発活動の説明です。まず、京阪電鉄門真市駅前におきまして、美しいまちづくりに関する啓発用のポケットティッシュペーパー等を配布し啓発活動を行った後に、5 コースに分かれ、門真市役所を目指し清掃をしながら歩きました。

事務局（永井）	6 ページから 10 ページは「キラッと！かどま 2015」市内統一清掃・啓発活動でご協力いただいたみなさんの写真を載せております。 回収したごみは、450 のごみ袋で普通ごみ 43 袋・缶ビン 2 袋・ペットボトル 2 袋のごみが集まり、啓発活動では、700 個のティッシュペーパーを配布しました。 11 ページにご協力いただいた団体と参加者数を載せております。この活動に参加していただいた人数ですが、164 名の方にご参加いただきました。ご協力いただいた皆様ありがとうございました。 総会資料に戻りまして、3 ページをご覧ください。 環境美化表彰等被表彰者推薦部会においては、平成 27 年 5 月 28 日の第 1 回総会時に、美しいまちづくり表彰授与者として「河村 弘喜さん」を選定し、会長へ推薦し協議会で可決され、表彰状授与式を、平成 27 年 8 月 21 日の第 2 回総会の中で行いました。 4 ページをご覧ください。 不法屋外広告物対策部会においては平成 27 年度の活動といたしまして、関西電力株式会社様、西日本電信電話株式会社様、大阪府宅地建物取引業協会様、大阪府枚方土木事務所様とともに、8 回、違法に掲出された広告物の撤去や店舗への指導を行いました。 また、違法屋外広告物啓発・警告活動として、平成 27 年 6 月 18 日に京阪電鉄門真市駅周辺で通行人等にポケットティッシュを配布し、啓発活動を行い部会員 11 名が参加しました。 5 ページをご覧ください。 市民清掃活動支援の実績でございます。 美化サポートプログラムとして環境美化用具等貸与とさわやかロードの 2 事業、違法屋外広告物追放登録員事業の計 3 事業であります。 1 つ目の環境美化用具等貸与事業につきましては、定期的に公共の場所などを清掃する市民団体や企業に対して、清掃用具を貸与する事業であります。 原則として 3 名以上で美化用具の貸与を希望するすべての団体に清掃用具を、貸与しております。
---------	---

事務局（永井）	現在 97 団体の加入をいただいております。 2 つ目のさわやかロード事業につきましては、市道の一定区間を自主的に清掃や緑化を行う市民団体や企業と本市が協定書を交わして、清掃用具の貸与を行う事業であります。現在 7 団体の加入をいただいております。 3 つ目の違法屋外広告物追放登録員制度については、違法な簡易広告物の除却事務を自治会等に委任し、講習会を受けた登録員に任命証を交付して、撤去道具を貸与し自主的に除却活動を行っていただく事業であります。 現在 18 団体の加入をいただいております。 以上で、平成 27 年度事業実績報告を終わります。
上田会長	説明は終わりました。 平成 27 年度事業報告に対して、何かご質問はございませんでしょうか。 〔特になし〕
上田会長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第 1 号「平成 27 年度事業報告」については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 〔各役員 異議なしの声〕
上田会長	ご異議がないようですので、原案のとおり決します。 続きまして、議案第 2 号「平成 28 年度事業計画（案）」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局（永井）	平成 28 年度事業計画案について、ご説明いたします。 お手元の資料の 6 ページの平成 28 年度事業計画（案）をご覧ください。 まず、（１）の本協議会総会の開催についてですが、本年度も今回の会議を含め 2 回の開催を予定しており、第 2 回総会については、8 月末頃を予定しております。 日程が決まり次第ご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局（永井）	次に（２）の「キラッと！かどま 2016」につきまして、別紙 2 をご覧ください。 1 ページ目をご覧ください。 まず、今年度に行います「キラッと！かどま 2016」清掃ウィークについてご説明いたします。 日程についてであります、平成 28 年 9 月 3 日（土）から 9 月 10 日（土）までの一週間をキラッと！かどま 2016」清掃ウィーク期間とし、市内全域を対象とした清掃活動及び啓発活動を行う予定であります。 続きまして、「キラッと！かどま 2016」市内統一清掃について、ご説明いたします。 日程は、平成 28 年 9 月 3 日（土）に実施したいと考えております。 なお、昨年度におきましては、京阪電鉄門真市駅での市内統一清掃を実施させていただきました。 本年度のスケジュール等詳細につきましては、本協議会第 2 回総会にてご説明いたします。 なお、8 月下旬まで各種団体様に清掃活動のご協力の依頼に伺う予定ですので、よろしくお願いいたします。 次に、総会資料に戻りまして、6 ページをご覧ください。 2. 環境美化表彰等被表彰者推薦部会についてであります。 本年度も、美しいまちづくり表彰の被表彰者を部会長様から本協議会会長に対して推薦していただくものです。 7 ページをご覧ください。 3. 不法屋外広告物対策部会についてであります、違法屋外広告物に対する警告・撤去活動及び啓発活動は、駅周辺を中心に電柱や道路柵への広告物の撤去や、屋外広告物を掲出する店舗への啓発を 6 月と 9 月を除く毎月第 3 木曜日午後 1 時 30 分から行います。 また、6 月は、京阪電鉄古川橋駅周辺でのポケットティッシュの配布による啓発活動を平成 28 年 6 月 16 日（木）の午後 1 時 30 分から行う予定であります。 続きまして、市民清掃活動支援でございますが、別紙
---------	---

事務局（永井）	3をご覧ください。 まず、1 ページをご覧ください。 環境美化用具等貸与事業につきましては、定期的に公共の場所などを清掃する3名以上の市民団体や企業に対し、美化用具の貸出を希望するすべての団体に清掃用具を、貸与しております。 本事業については。広報紙などを通じて周知を図り、清掃する団体、企業への支援を行います。 次に2 ページをご覧ください。 さわやかロード事業は、市道の一定区間を自主的に清掃・緑化活動に取り組む市民団体または企業において、本事業の趣旨を理解していただき、協定書を交わし清掃用具等の貸与やごみ回収の支援を行い、サインボードを設置することで、サポートプログラムの路線を拡大していきます。 なお、3 ページにはさわやかロードにご協力いただいております、実施団体様の一覧表を4 ページ目には、サインボードのイラストを載せております。 5 ページをごらんください。違法屋外広告物追放登録員制度については、違法な簡易広告物の除却事務を自治会等に委任し、講習会を受けた登録員に任命証を交付して、撤去道具を貸与し自主的に除却活動を行っていただく事業であります。 この制度では、市内における、はり紙・はり札・のぼり旗等の簡易な屋外広告物について、市民の皆様が撤去できるよう広報紙等を通じて本事業の周知を図り登録団体数の増加を目指していきます。 以上で、平成28年度事業計画（案）の説明を終わります。
上田会長	説明は終わりました。平成28年度事業計画（案）に対して、何かご質問はございませんでしょうか。 〔特に質問なし〕
上田会長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。

	議案第 2 号「平成 28 年度事業計画（案）」については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 〔各役員異議なしの声〕
上田会長	ご異議がないようですので、原案のとおり決します。 以上で、総会議案 2 件の審議は終了いたしました。 この後の進行について事務局より説明をお願いします。
事務局（横山）	続きまして不法屋外広告物対策部会及び環境美化表彰等被表彰者推薦部会を開催したいと思いますので、暫時休憩といたします。また、不法屋外広告物対策部会の部会員の皆様は厚生会会議室に移動をお願いいたします。 〔休憩中〕
事務局（横山）	それでは、不法屋外広告物対策部会及び環境美化表彰等被表彰者推薦部会が終了しましたので総会を再開いたします。不法屋外広告物対策部会及び環境美化表彰等被表彰者推薦部会が終了いたしました。会長議事進行をよろしくお願いします。
上田会長	各部会が終わりましたので議事を再開いたします。 まず、不法屋外広告物対策部会の結果報告をお願いします。木下副部会長の代理であります加藤 様よろしくお願いします。
加藤副部会長代理	それでは不法屋外広告物対策部会の結果を報告いたします。案件は不法屋外広告物対策部会役員の選任でございました。 門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 11 条第 2 項の規定により、不法屋外広告物対策部会の部会長は、門真市の市民生活部担当副市長をもって充てることとなっておりますが、担当副市長である川本副市長が本日付けで退任となりますので、明日以降につきましては、北村 和仁（きたむら かずひと）副市長が部会長を務め

	ますことをご報告させていただきます。 また、副部長につきましては、同条第 5 項の規定により全日本不動産協会大阪東支部の永松 秀昭（ながまつ ひであき）様と大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部の濱田 護（はまだ まもる）様に決しました。 部長、副部長ともに任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間でございます。以上です。
上田会長	部長の報告は終わりました。ありがとうございました。続きまして、環境美化表彰等被表彰者推薦部会の結果報告をお願いします。小田副部長よろしく願います。
小田副部長	それでは環境美化表彰等被表彰者推薦部会の結果を報告いたします。案件は環境美化表彰等被表彰者推薦部会役員の選任および美しいまちづくり表彰被表彰者の選定でございました。 まず、環境美化表彰等被表彰者推薦部会の役員の選任についてであります。門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 11 条第 3 項の規定により、部長は、私、門真市子ども会育成連合会の小田 あや子 が部長に決しました。 また、副部長は、同条第 5 項の規定により、門真市青少年育成協議会連合会の利根 昭也（とね あきや）様と門真市老人クラブ連合会の柳本 静子（やなぎもと しずこ）様に決しました。 部長、副部長ともに任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間でございます。
上田会長	次に、美しいまちづくり表彰被表彰者の選定についてであります。 事務局より資料の配布をお願いします。
事務局（永井）	—事務局が資料を配布する—

小田副部会長	資料に記載のとおり、門真エイフボランタリーネットワークより推薦がございました尾田 加津子様におかれましては、美しいまちづくり表彰実施要領の基準を満たしていることから、門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第9条第2号の規定により会長に対し推薦することに決しました。以上です。
上田会長	部会長の報告が終わりました。 それでは、ただいま小田副部会長より、美しいまちづくり表彰者の推薦がありましたので、これを議題とします。資料に記載の尾田 加津子様を被表彰者とすることにご異議ございませんでしょうか。 〔各役員異議なしの声〕
上田会長	ご異議なしと認め被表彰者とすることに決しました。次に、その他でございます。何かございませんか。
寺前委員	枚方土木事務所の寺前でございます。 清掃活動においては、毎年9月に大阪府が主催する中央環状線の一斉清掃にもご協力いただいております。 また、各種アドプトプログラムにもご参加いただいております。さらに、防犯などの行事にもご協力いただいております。ありがとうございます。皆さんと一緒にいいまちにしていこうと考えておりますので、よろしくお願いします。 大阪府では、自転車条例を制定し、7月から施行されます。65歳以上の方は、ヘルメットを着用していただく必要があります。また、すべての方に自転車保険に加入していただく必要があります。保険はいろいろな種類がございますので大阪府のホームページでご確認いただきますようよろしくお願いします。
上田会長	説明は終わりました。ただ今の説明について何かご質問はございますか。

寺西代理委員	大阪府自転車条例で 65 才以上の高齢者は自転車に乗る際はヘルメットをかぶるように努めないといけないことはわかりました。かぶらない場合は罰則等がありますか？
寺前委員	ありません。
寺西代理委員	自転車保険の加入について、優良な運転者には、ゴールドカードをお渡しし、保険料の優遇とかあればいいと思います。
寺前委員	今後、検討していきたいと思います。
上田会長	他に何か説明はございますか
加藤代理委員	関西電力 守口ネットワーク技術センターの加藤でございます。私のほうからお願いがございます。 美しいまちづくりをすすめるにあたって、不法な看板、定形外の看板、巻き看板、突き出し看板、宅地ののぼりなどが問題となっています。 関西電力としても、電柱に付けられた看板は撤去しておりますが、外すことはできても持ち帰れないのが現状です。 また、看板に針金が出て子どもが顔を擦るといった問題も起きておりますので、針金が出ているようでしたら、折り曲げるなどして危険のないようおしていただきませうようよろしくお願いします。
上田会長	説明は終わりました。ただ今の説明について何かご質問はございますか。ないようでしたら、他に何か説明はございますか
濱中委員	毎月第 3 木曜日に行われる不法屋外広告物撤去活動は環境美化表彰等被表彰推薦部会ではやっていませんか
事務局（横山）	不法屋外広告物撤去活動は、不法屋外広告物対策部会

	の事業ですので、不法屋外広告物対策部会のメンバーで行っております。
上田会長	説明は終わりました。ただ今の説明について何かご質問はございますか。ないようでしたら、他に何か説明はございますか。
事務局（横山）	会長、よろしいでしょうか。
上田会長	事務局から説明がございます。
事務局（横山）	その他の事項としまして、最近問題となっております。ジカ熱につきまして、ご説明いたします。 ジカ熱はジカウイルス感染症のことをいい、軽度の発熱、発疹、結膜炎、筋肉痛、関節痛、倦怠感、頭痛などが主な症状です。 ジカウイルスは母体から胎児への感染を起こすことがあり、小頭症などの先天性障害を起こすといわれています。 ジカウイルスの感染は、このウイルスを持ったヒトスジシマ蚊等の蚊が人の血を吸うことによりおこります。基本的には、感染した人から他の人へ直接感染するような病気ではありませんが、稀なケースとして、輸血や性行為による感染が指摘されています。また、感染しても全員が発症するわけではなく、症状がないか、症状が軽いため気付かないこともあります。 妊娠中の女性が感染すると胎児に感染する可能性が指摘されていますが、その感染のしくみや感染時期はわかっていません。 アフリカ、中南米、アジア太平洋地域で発生があります。特に、近年は中南米及びその周辺地域で流行しています。現在のところ、日本国内において蚊を媒介しての発生は確認されておられません。 また、ジカウイルス感染症に有効なワクチンはありませんが、軽い症状ですむことが多いので、あまり過敏に心配することよりも、蚊を寄せ付けない、蚊を発生させ

	ない工夫が必要です。長そで長ズボンを着用し肌の露出をできるだけ少なくする、虫除けを使用する、バケツに水を張ったままなど、水たまりの状態を作らないなどが効果があります。皆様の心がけで蚊の発生を抑えることが予防につながります。 以上で説明を終わります。
上田会長	ただ今の事務局の説明につきまして、何かございますか。
寺前委員	ジカ熱は日本で発生していますか。
事務局（横山）	日本国内のジカ熱の発生は、感染地域の国から帰国した人が発生しており、日本国内で蚊に刺されてジカ熱が発生したケースは聞いておりません。
上田会長	他に何か説明や質問等はございますか。 〔特になし〕
上田会長	ないようですので、以上をもちまして、本日の総会の議事を終了いたします。 本日は、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございました。
事務局（全員）	ありがとうございました。

会議の名称	平成 28 年度門真市美しいまちづくり推進協議会 不法屋外広告物対策部会
開催日時	平成 28 年 5 月 13 日（金）午前 10 時 45 分～午前 10 時 55 分
開催場所	門真市役所別館 3 階 厚生会会議室
出席者	（協議会） 副部会長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 池住 俊明（代理出席） 副部会長 関西電力株式会社 守口ネットワーク技術センター 加藤 雅人（代理出席） 部会員 門真市 自治連合会 河村 弘喜 部会員 公益社団法人 全日本不動産協会 大阪東支部 寺西 保雄（代理出席） 部会員 一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部 武部 重和（代理出席） 部会員 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 北大阪維持出張所 福島 克章 部会員 大阪府 枚方土木事務所 寺前 真次 部会員 大阪府 門真警察署 向井中 啓修 《事務局》 市民生活部次長 小野 義幸 市民生活部環境対策課長 山口 達也 市民生活部環境対策課補佐 横山 裕司 市民生活部環境対策課上席主査 前原 康孝 市民生活部環境対策課上席主査 永井 里美
議題 （内容）	不法屋外広告物対策部会の役員の選任 その他
担当部署 （事務局）	市民生活部環境対策課 電話 06-6902-7212

事務局（横山）	ただいまより平成 28 年度門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会を開会いたします。 進行を務めさせていただきます門真市美しいまちづくり推進協議会事務局の環境対策課長補佐の横山でございます。よろしくお願いします。 なお、部会の開会にあたりまして、部会員 10 人中 8 人ご出席でございますので、門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 13 条の規定により、会議開会の定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。 まず、不法屋外広告物対策部会の役員の選任についてご説明いたします。 現役員の任期が平成 28 年 5 月 23 日までとなっていることから次期役員を選任するものであり、門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 11 条第 1 項の規定により、部会長 1 名、副部会長 2 名を置くこととなっており、 本部会長は、門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 11 条第 2 項の規定により、門真市の市民生活部担当副市長をもって充てることとなっておりますが、担当副市長である川本副市長が本日付けで退任となりますので、明日以降につきましては、北村副市長が部会長を務めますことをご報告させていただきます。 続きまして、副部会長の選任にうつります。 本日、川本副市長が欠席のため、本要綱第 11 条第 6 項の規定により本副部会長の木下副部会長の代理であります加藤 様に議事進行をお願いいたします。
加藤副部会長代理	それでは次第にしたがいまして議事を進行いたします。まず、不法屋外広告物対策部会の副部会長 2 名の選任についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局（横山）	それでは、不法屋外広告物対策部会副部会長の選任についてご説明します。門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 11 条第 5 項の規定によりまして副部会長は、部会員の互選となっております。 任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間でございます。以上です。

加藤副部長代理	ただ今事務局から説明がありました。 ご意見がありましたら提案をお願いします。
向井中 部会員	全日本不動産協会大阪東支部の永松さんと大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部の濱田さんを推薦します
加藤副部長代理	ただ今、全日本不動産協会大阪東支部の永松様と大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部の濱田様を副会長に推薦するご意見がございましたが、いかがでしょうか。
	〔各役員異議なしの声〕
加藤副部長代理	特にご異議はないようですので、全日本不動産協会大阪東支部の永松 秀昭様と大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部の濱田 護様を副部長に決しました。 任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間となりますのでよろしくお願いいたします。 次にその他でございますが何かご意見等ございましたらお願いします。
	〔特に意見なし〕
加藤副部長代理	他に何かございませんか。ないようですので、これをもちまして不法屋外広告物対策部会を閉会いたします。 ありがとうございました。

平成 28 年度 環境美化表彰被表彰者推薦部会 議事録

会議の名称	平成 28 年度 環境美化表彰被表彰者推薦部会
開催日時	平成 28 年 5 月 13 日（金）午前 11 時～午前 11 時 15 分
開催場所	門真市役所別館 3 階 厚生会会議室
出席者	副会長 門真市老人クラブ連合会 柳本 静子 副会長 門真市子ども会育成連合会 小田 あや子 委員 門真市自治連合会 河村 弘喜 委員 門真市青少年育成協議会連合会 利根 昭也 委員 門真エイフボランティアネットワーク 上田 フサ 委員 門真市 PTA 協議会 乾 明雄 委員 一般社団法人 守口門真青年会議所 田村 銀次郎 委員 門真ロータリークラブ 濱中 早苗 委員 国際ソロプチミスト大阪―門真 川端 福枝
議題 (内容)	1 環境美化表彰被表彰者の選出について 2 その他について
担当部署 (事務局)	市民生活部環境対策課 電話 6902-7212

事務局（横山）	ただいまより平成 28 年度門真市美しいまちづくり推進協議会環境美化表彰等被表彰者推薦部会を開催いたします。進行を務めさせていただきます門真市美しいまちづくり推進協議会事務局の環境対策課長補佐の横山でございます。よろしくお願いします。 部会員 11 人中 9 人ご出席でございますので、門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 13 条の規定により、会議開会の定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。 まず、環境美化表彰等被表彰者推薦部会の役員の選任についてご説明いたします。 現役員の任期が平成 28 年 5 月 23 日までとなっていることから次期役員を選任するものであり、本要綱第 11 条第 1 項の規定により、部会長 1 名、副部会長 2 名を置くこととなっています。 まず、本部会の部会長選任についてであります。本要綱第 11 条第 3 項の規定により、環境美化表彰等被表彰者推薦部会の部会長は、部会員の互選となっております。任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間でございます。以上です。 それでは、ご意見がございましたら提案をお願いします。
川端部会員	現在、副部会長をされている門真市子ども会育成連合会の小田さんを推薦します。
事務局（横山）	ただ今、門真市子ども会育成連合会の小田 様を部会長に推薦するご意見がございましたが、いかがでしょうか。 〔各役員異議なしの声〕
事務局（横山）	特にご異議はないようですので、門真市子ども会育成連合会の小田 あや子（おだ あやこ）様を部会長に決しました。 任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間となりますのでよろしくお願いいたします。

	それでは、これより議事進行にあたりましては、本日、環境美化表彰等被表彰者推薦部会の部会長が欠席のため、門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 11 条第 6 項の規定により、現在本部会副部会長の小田副部会長に議事進行をお願いいたします。
小田副部会長	それでは、次第にしたがいまして議事を進行いたします。まず、環境美化表彰等被表彰者推薦部会の副部会長 2 名の選任についてであります。事務局から説明をお願いいたします。
事務局（横山）	それでは、環境美化表彰等被表彰者推薦部会副部会長の選任についてご説明いたします。 門真市美しいまちづくり推進協議会設置要綱第 11 条第 5 項の規定によりまして副部会長は部会員の互選となっております。 任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間でございます。以上です。
小田副部会長	ただ今事務局から説明がありました。 ご意見がありましたら提案をお願いします。
川端部会員	門真市青少年育成協議会連合会の利根さんを推薦します。
小田副部会長	ただ今、門真市青少年育成協議会連合会の利根様を副部会長に推薦するご意見がございましたが、いかがでしょうか。
	〔各役員異議なしの声〕
小田副部会長	特にご異議はないようですので、門真市青少年育成協議会連合会の利根 昭也（とね あきや）様を副部会長に決しました。 引き続き副部会長の選任を行います。他にどなたか推薦がございましたでしょうか。

川端部会員	現在、副部会長をされている門真市老人クラブ連合会の柳本さんに引き続きお願いしたいと思います。
小田副部会長	ただ今、門真市老人クラブ連合会の柳本様というご意見がございましたが、いかがでしょうか。
	〔各役員異議なしの声〕
小田副部会長	特にご異議はないようですので、門真市老人クラブ連合会の柳本 静子（やなぎもと しずこ）様を副部会長に決しました。任期は平成 28 年 5 月 24 日から平成 30 年 5 月 23 日までの 2 年間となりますのでよろしくお願いいたします。 続きまして、美しいまちづくり表彰被表彰者の選定に入ります。事務局から、説明をお願いします。
事務局（横山）	それでは、環境美化表彰等被表彰者の選定について、ご説明いたします。 お手元の資料をご覧ください。 被表彰団体として、門真エイフボランティアネットワーク様から推薦していただきました 尾田 加津子様、につきましては本協議会の会長表彰である美しいまちづくり表彰の要件を満たしております。 尾田 加津子様におかれましては、平成 8 年より毎日、大池町自治会館前のお地藏さんのお花を替え、近くの清掃をされています。以上でございます。
小田副部会長	事務局より説明がありましたとおり、尾田 加津子様を被表彰候補者として推薦していただいておりますが、事務局の説明によりますと、尾田 加津子様は、「美しいまちづくり表彰」実施要領の規定に該当し、会長表彰として表彰するにふさわしいとのことであります。 よって、美しいまちづくり推進協議会会長に被表彰者として推薦いたしたいと思いますが、何かご意見等ございませんか。

小田副部長	〔各役員異議なしの声〕 ご意見等ないようですので、お諮りいたします。 門真エイフボランタリーネットワークから推薦がありました、美しいまちづくり表彰について、尾田 加津子（おだ かずこ）さんを、被表彰者として適当と認め、美しいまちづくり推進協議会会長に推薦することにご異議ございませんか。
小田副部長	〔各役員異議なしの声〕 それでは、尾田 加津子（おだ かずこ）さんを美しいまちづくり表彰被表彰者として美しいまちづくり推進協議会会長に推薦することに決しました。 次にその他でございますが何かご意見等ございましたらお願いします。
小田副部長	〔特に意見なし〕 意見等はないようですので、これをもちまして、環境美化表彰等被表彰者推薦部会を閉会いたします。 ありがとうございました。